



特別編 その1

※ ○か×で答えてね ※

問1 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）は、令和8年4月から導入される。現在は交通切符（赤切符）が適用されている。

答え	
----	--

問2 ブレーキ装置のない自転車（競技用ピスト自転車）は、先導するコーチがいれば公道を走ってもよい。



答え	
----	--

問3 リヤカーを牽引している自転車は、歩道に人がいない場合は歩道を通行することができる。

答え	
----	--

問4 自転車は、車の通行量が少ないところでは、道路の左右どちらを通行してもよい。

答え	
----	--

問5 14歳以上の運転者が自転車を運転する場合、小学校就学の始期に達していない幼児2人まで、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させることができる。

答え	
----	--

問6 この一方通行の標識がある道路では、矢印と反対方向に通行すると違反になる。



答え	
----	--

問7 車道左側端を走行中、車用信号機が青だったが、歩行者用信号機が赤だったので、停止線の手前で停止した。（自転車専用の補助標識及び自転車横断帯はないものとする）

答え	
----	--

問8 踏切を渡る前に警報機が鳴ったが、遮断機がまだ下りていなかったので急いで踏切を通過した。

答え	
----	--

問9 自転車運転者講習とは、自転車の運転に関して一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上行った者に対して、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるものである。

答え	
----	--

問10 自転車同士の交通事故を起こしたが、双方怪我がなかったのに、警察に届出をしなかった。

答え	
----	--



特別編 その1 正答および解説

問1 正解は：○

設問のとおり。

※交通反則通告制度とは、運転者がした一定の道路交通法違反（反則行為：比較的軽微であって、現認、明白、定型的なもの）について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない（裁判にならない）制度です。

問2 正解は：×

ブレーキ装置のない自転車を公道で運転する行為は違反に該当します。

違反種別：自転車制動装置不良

罰則：5万円以下の罰金

反則金：5,000円

問3 正解は：×

リヤカー等の他の車両を牽引している自転車は、普通自転車ではないので歩道を通行することができません。

違反種別：通行区分違反

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：6,000円



問4 正解は：×

通行量に関わらず、自転車は原則道路の左側端を通行しなければなりません。右側通行は通行区分違反になります。

違反種別：通行区分違反

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：6,000円



問5 正解は：×

16歳以上の運転者であれば可能です。

※「幼児2人同乗用自転車」とは、運転者のための乗車装置及び幼児用座席を設けるために必要な特別の構造または装置を有する自転車を指します。

問6 正解は：○

設問のとおり。自転車にも一方通行の規制が適用されます（「軽車両を除く」の補助標識がある場合は、自転車は除外されます。）。

違反種別：通行禁止違反

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：5,000円

問7 正解は：×

車道を走行中は車両用信号機に従い、歩道を通行してきたときは、歩行者用信号機に従います（歩行者用信号機に「自転車専用」の補助標識がある場合は、歩行者用信号機に従います。）。



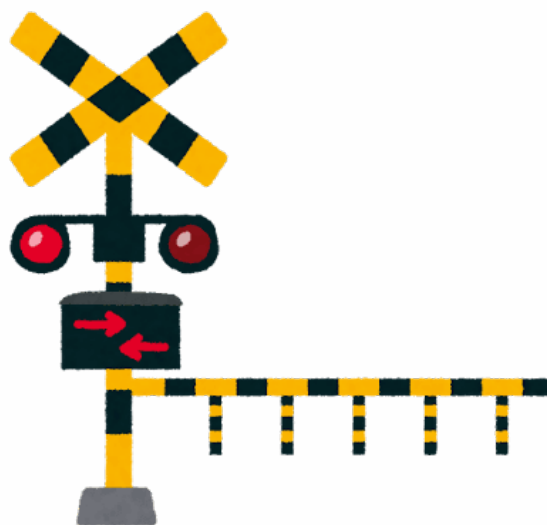
問8 正解は：×

警報器が鳴っている状態で踏切に入る行為は違反です。
危険ですので絶対にやめましょう。

違反種別：遮断踏切立入り

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：7,000円



問9 正解は：○

設問のとおり。

14歳以上の者が対象であり、対象となる危険行為は信号無視、一時不停止、通行区分違反等の16類型です。

問10 正解は：×

怪我がなくても交通事故があったときは、必ず警察に届出をしなければなりません。

違反種別：事故不申告

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金